

がんばり“見える化”予算（令和2年度当初予算反映）実施要領

1. がんばり“見える化”予算のねらい

各課等が所管する事務事業について、創意工夫、新たな手法・アイデアによる歳入の増収や歳出削減の成果を評価し、増収額または節減額の全部または一部をインセンティブとして、翌年度当初予算の財源として優先配分する。

この制度導入により、職員一人ひとりが“変わる”、“変える”意識をさらに持ち、ボトムアップ型の行政改革の取組を促進することをねらいとする。

また、歳入確保や歳出削減の取組や成果を「見える化」し、全庁的な横展開を図ることもねらいとする。

2. 実施方法

(1) 対象とする取組み

創意工夫等による取組によって、令和元年度上半期（4月～9月）（※）の期間で、歳入の増収、または歳出節減（一般財源ベース）について1万円以上の成果をあげたもの。または、今後確実に歳入の増収、または歳出節減（一般財源ベース）の成果（1万円以上）があげられる見込みのあるもの。

※ 今回は初年度であり、試行的に実施するため、上半期のみを対象とするが、次年度以降は、前年度下半期から当年度上半期までの期間を対象期間とする予定。

<取組例>

- ・ 公民連携手法による歳入確保・歳出削減
- ・ 使用料、手数料等の増収または新たな収入の確保
- ・ 印刷物の数量や仕様の見直し
- ・ 委託業務の仕様や契約方法の見直し
- ・ 住民との協働など実施手法の見直し

(2) 対象としない取組み

次のような取組みは対象としない。

- (ア) 入札結果によるものなど、特段の創意工夫がないもの
- (イ) 当初の目的や効果を達成できず、住民サービスを低下させたもの
- (ウ) 予算を過大または過少に見積もっていたと認められるもの
- (エ) 法の改正、国・県の動向、外部環境の変化に伴うもの
- (オ) その他、インセンティブを付与するにふさわしくないもの

(3) 申請

申請する課は、がんばり“見える化”予算申請書に創意工夫の内容、増収・節減額等を記載して申請する。

(4) 申請書の提出期限

令和元年度10月18日(金)までに、申請書及び補足資料を9部、財政課に提出する。

(5) 評価

ア 申請された対象事業について、総務部長ヒアリングを実施し、別記評価基準に基づき1次評価を実施する。

イ 最終評価は市長が決定する。

(6) 付与する額

創意工夫等による歳入の増収、歳出節減であると評価された増収額、一般財源節減額に対し、評価基準に定める付与率を乗じて得た額を付与する。

ただし、1事業(取組)あたりの付与限度額は500万円とし、1万円に満たない場合は付与しない。

(7) 付与額の通知

財政課は、決定した付与額を付与(予定)額通知書により申請課へ通知する。

(8) 付与額の使途

決定された付与額は、次の事業(経費)に充当することができる。

(ア) 市民サービス向上に資する事業(経費)

(イ) 職員の働き方改革、業務の効率化に資する事業(経費)

なお、各課等の判断により、事業(経費)充当を次年度に持ち越すことも可能とする。また、一つの取組が複数の課による共同実施の場合には、双方の協議により、付与額を按分することも可能とする。

(9) 付与額の充当

申請課は、希望の事業(経費)への付与額の充当を充当依頼書により財政課に依頼する。⇒予算化

がんばり“見える化”予算制度評価基準

| 評価項目 | 評価の視点 | 評価 | |
|------|---------------------------------------|----|-----------------------------|
| 先進性 | 創意工夫等による取組が、先進性、革新性、独自性があるか。 | A | 類似事例があまりなく、先進性、革新性、独自性がある。 |
| | | B | 先進性、革新性、独自性が見られる。 |
| | | C | 一般的な取組として普及している。 |
| 継続性 | 創意工夫等による取組の効果が単年度だけでなく、翌年度にも及ぶか。 | A | 翌年度以降も同程度の効果が期待できる。 |
| | | B | 翌年度以降も効果はあるが、同程度の効果は期待できない。 |
| | | C | 単年度のみ効果である。 |
| 難易度 | 創意工夫等による取組が、どの程度困難で、努力を要したのか。 | A | 従来のやり方を大きく変える研究や努力が見られる。 |
| | | B | やり方は変えていないが、かなりの研究や努力が見られる。 |
| | | C | やり方は変えていないが、研究や努力が見られる。 |
| 波及効果 | 創意工夫等による取組が、どの程度困難で、努力を要したのか。 | A | 他の事業でも広く活用できるものである。 |
| | | B | 同種の事業で活用できるものである。 |
| | | C | 当該事業でのみ活用できるものである。 |
| 達成度 | 創意工夫等による取組が、業務の効率化、または住民サービスを向上させているか | A | 著しく向上させている。 |
| | | B | 向上させている。 |
| | | C | 現状を維持している。 |

| 評価 | A | B | C |
|----|---|---|---|
| 点数 | 5 | 3 | 1 |

| 区分 | ～14点 | 15～16点 | 17～19点 | 20～22点 | 23～25点 |
|-----|------|--------|--------|--------|--------|
| 付与率 | 20% | 40% | 60% | 80% | 100% |

がんばり“見える化”予算（令和2年度当初予算反映）の流れ

| | |
|---------------|--|
| 令和元年 4月～9月 | <取組・成果> ・創意工夫等による取組みによって、歳入の増収、または歳出節減（一般財源ベース）について成果をあげる |
| 10月 | <申請> ・各課単位で創意工夫の内容、節減額等を記載して申請 |
| 11月 | <ヒアリング・評価> ・総務部長ヒアリング・1次評価を実施し、市長が最終評価を決定 |
| 12月 | <付与額・充当先決定、予算化> ・決定した付与額を申請課へ通知し、申請課は、付与依頼書を財政課に提出し、予算化 |